

令和8年度「科学技術イノベーション創造推進委託費（気候変動適応・防災分野の産業創造・海外市場獲得及びリスクファイナンス市場創造に向けた実証事業）」に係る企画競争募集要領

令和8年4月9日

経済産業省

イノベーション・環境局 GXグループ

地球環境対策室

経済産業省では、令和8年度「科学技術イノベーション創造推進委託費（気候変動適応・防災分野の産業創造・海外市場獲得及びリスクファイナンス市場創造に向けた実証事業）」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 事業の目的（概要）

本事業は、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化を背景にニーズが高まっている防災・気候変動適応分野において、日本が強みを有する技術・サービスを組み合わせた「適応・防災ビジネスのパッケージ」を組成し、制度・市場環境の異なる国類型で検証することとし、将来的な横展開につながる導入モデルを確立することを目的とする。

これまで「適応グッドプラクティス事例集」の作成等を通じた日本企業の海外展開支援を通じて、防災・気候変動適応分野において課題解決を図るための技術を持つ日本企業は、中小・ベンチャー企業を中心に多数存在していることを確認してきた。しかしながら、これらの企業は、海外展開に従事する人員やノウハウに乏しく、海外の売り込み先のニーズを聴取し、相手のニーズに沿ったビジネスのパッケージを組成、売り込みを行うといった機能をフルスペックで有していないことが多く、これらの機能を補完する主体の不在が課題として顕著である。

そこで、本事業においては、気候変動由来の風水害や地震など多様な災害種に活用可能な防災情報統合基盤アプリを軸としたパッケージを検討し、導入手順、運用体制、ガバナンス、資金調達の在り方等について、ボトルネック等を特定しながら実証を行い、分析結果を整理する。この際には、日本が主導して整備を進めてきた防災情報規格（例：ISO 37179等）に基づくデータ連携・相互運用の考え方を踏まえ、防災情報統合基盤アプリ、センサー、被害把握・分析システム、意思決定支援、導入コンサルティング等を組み合わせたパッケージ案を策定し、実案件を形成の上、適用可能性を実証するものとする。その過程で、国を超えて共通化可能な標準モジュールと、制度・運用・財政事情等に応じた現地最適化が必要な要素を整理する。

検証に当たっては、中進国及び島嶼国等（例：タイ王国、モルディブ共和国）などの国類型を参考としつつ、警報から被害把握・復旧判断までを見据えた防災情報の統合的設計、導入手順、運用体制、ガバナンス、資金調達の在り方等について、ボトルネック等を特定しながら実証を行い、分析結果を整理する。併せて、日本の防災産業が有する現場運用ノウハウ、官民連携の仕組み、防災情報標準化に関する知見を活用し、日本の防災産業の競争優位性及び本邦企業の参入可能領域を明確化することで、本邦企業の海外展開と受入国の防災・気候

レジリエンス向上を同時に実現し得る、実践的かつ再現可能な市場展開モデルを提示する。

2. 事業内容及び事業実施方法

(1) 対象国の基礎調査

中進国及び島嶼国からそれぞれ対象国を選定のうえ、以下の事項を調査・整理する。

1. 防災・気候レジリエンスに関する国家政策、法制度、主管機関、実施体制
2. 早期警戒、避難情報伝達、被害把握、災害統計、復旧復興支援等の既存システム及び運用状況
3. 防災・気象・地理空間・インフラ・通信・観光等の関係データの保有主体、共有ルール、相互運用性上の課題
4. 日本企業の技術・サービスが適用可能な重点課題
5. 日本側・相手国側の官民プレイヤー、国際機関、資金供与機関等の関係マップ

(2) 日本の防災産業の強み及び海外展開可能性の整理

我が国の防災産業について、対象国への展開を念頭に、下記の観点から整理・分析する。

1. 日本の防災産業を構成する主要分野（例：早期警戒、防災情報システム、被害把握、避難支援、物資・物流管理、インフラ保全、地理空間情報、通信、防災教育・訓練等）の整理
2. 各分野における日本企業の技術的・制度的・運用的強みの分析
3. 国内外の災害対応実績、制度運用実績、自治体・政府機関との連携実績等を踏まえた競争優位性の分析
4. 防災情報規格、データ標準化、相互運用性対応を含む日本の強みの分析
5. 対象国の課題と日本の防災産業の強みとの対応関係の整理
6. 現地導入に当たって必要なローカライズ要件、制度調整、パートナーシップ条件等の整理
7. 将来的な案件形成・事業化が期待できる重点分野の抽出

(3) 競合調査

対象国ごとに、防災・気候レジリエンス分野における競合状況を調査・分析する。

具体的には、以下の事項を含む。

1. 現地に既に導入されている防災情報システム、警報伝達システム、被害把握システム、地理空間情報システム、関連データ基盤等の整理
2. 現地市場に参入している海外企業、現地企業、国際機関支援案件、他国政府支援案件等の整理
3. 競合プレイヤーの提供価値、強み、弱み、価格帯、導入実績、運用体制等の分析
4. 競合国による制度支援、資金支援、技術支援、標準化支援等の状況の分析
5. 日本企業が競争優位を確保し得る領域、競争上不利となる領域及びその要因分析
6. 日本企業の差別化戦略、連携戦略、先行実証の方向性等の整理

(4) 重点ユースケースの組成

中進国及び島嶼国の両国について、各々最低2件以上、合計4件以上の重点ユースケースを設定する。

想定するユースケースとしては、例えば以下のようなものを含み得る。

- 中進国（例：タイ王国）：洪水・豪雨対応、都市防災、警報伝達高度化、自治体横断の情報共有

- 島嶼国（例：モルディブ共和国）：多島嶼環境下の早期警戒、高潮・沿岸災害対応、被害報告デジタル化、観光島を含む危機対応情報共有

（５）防災情報規格の適用可能性実証

日本の防災情報規格・データ標準化の考え方を踏まえ、対象国の制度・運用・データ構造との整合性を分析（特に以下を対象とする）し、ユースケースの実証可能性を整理する。

1. 災害・警報・避難・被害・支援ニーズ等の収集方法に関するルール整理
2. 異なる機関・システム間の情報連携に向けたルール整理
3. 収集した情報を用いたリスクの評価方法
4. 防災情報の配信方法に関するルール整理
5. 将来的な官民データ連携及び越境展開を見据えた標準化ロードマップ
6. 各国の既存制度、既存システム及び競合状況を踏まえた現地適用上の課題と対応方策

（６）現地ヒアリング

対象国ごとに、中央政府、地方政府、防災機関、気象機関、通信機関、デジタル政府機関、インフラ関係機関、観光関係機関、民間事業者、国際機関等に対する複数回のヒアリングを実施する。ヒアリングにおいては例えば１回目で先方のニーズを確認し、２回目でそれを踏まえたデモやPoCを行うなど、複数回の中で先方の導入意欲を引き出すような工夫を行う。

（７）導入に向けたロードマップ策定

各国ごとに、以下を含むマスタープランを策定する。

1. 現状課題と将来像
2. 制度・運用・システム・データの整備方針
3. 実施体制及び役割分担
4. 段階的導入シナリオ（短期・中期・長期）
5. 概算事業費、資金調達手法、PPP・ODA・国際機関連携の可能性
6. 日本企業の参入可能領域及び案件形成シナリオ
7. 防災情報規格の現地適用・ローカライズ方策
8. PoC候補案件の抽出
9. 競合状況を踏まえた優先参入領域及び勝ち筋の整理

3. 事業実施期間

契約締結日～令和9年3月31日

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではな

いこと。

⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

5. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：1件

(3) 予算規模：60,000千円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入。

※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

(5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い(概算払)も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

(6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和8年4月9日(木)

締切日：令和8年5月8日(金) 13時必着

(2) 説明会の開催

開催日時：令和8年4月14日(火) 11時00分～12時00分

以下日時にMicrosoft Teamsを用いて行うので、1. 問い合わせへ連絡先(社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)を令和8年4月13日(月)17時00分までに登録してください。(事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。)Microsoft Teamsが利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

(3) 応募書類

① 以下の書類を(4)により提出してください。

・ 申請書(様式1)

- ・企画提案書（様式2）
 - ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
 - ・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
なお、応募書類は返却しません。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。
- (4) 応募書類の提出先
応募書類はメールにより11. 記載のE-mail アドレスに提出してください。
※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑩ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑪ 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

- (1) 採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r8gaisan-1_format.pdf

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

(2) 再委託比率が50%を超える場合

- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。
- ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

<事業類型>

- Ⅰ. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
(主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- Ⅱ. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)
- Ⅲ. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
Ⅰ. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
Ⅱ. 事業費	

旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

- ・その他事業に関係ない経費

10. その他

(1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(2) 委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）

(3) 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL の通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

(4) 「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

(5) 提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位そ

の他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとします。

(6) 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

1 1. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 イノベーション・環境局 GXグループ 地球環境対策室

担当：田中、杉浦

E-mail：bzl-adaptation@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「【事業者名】令和8年度リスクファイナンス市場創造に向けた実証事業（用件内容）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上